

令和８年度遠藤まちづくり推進協議会（郷土づくり推進会議）公募委員募集要領

１ 趣旨

この要領は、「藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱」に基づき設置される遠藤まちづくり推進協議会（遠藤地区郷土づくり推進会議）の公募委員の募集に関して必要な事項を定める。

２ 募集方法及び募集人数

公募委員の募集は、広報ふじさわその他の方法により行い、募集人数は若干人とする。

３ 任期

公募委員の任期は令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２年間とし、再任を妨げない。なお、当該地区から異動が見込まれる等事情がある者については、２年に満たない期間を任期とすることができる。

４ 応募資格

公募委員の応募資格は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 遠藤地区内に在住、在勤若しくは在学し、又は同地区において市民活動等を行っている者
- (2) 遠藤市民センター等で開催する遠藤まちづくり推進協議会（遠藤地区郷土づくり推進会議）に出席又は出席と同等の手段により参加が可能な者
- (3) 本市の常勤の特別職・常勤職員及び議員でない者

５ まちづくり推進協議会（郷土づくり推進会議）の所掌事務

- (1) 地域の意見を踏まえ、地域の課題解決に向けた方向性を検討すること。
- (2) (1)による検討の結果に基づき、市長に対し提案を行うとともに、必要な意見若しくは要望を提出し又は施策の提言を行うこと。
- (3) (1)による検討の結果に基づき、地域の特性を生かした事業を企画・実施すること。
- (4) その他、市長又は推進会議が必要と認める事項。

６ 委嘱及び報酬

公募委員は、藤沢市長から委嘱を受けるボランティア（無報酬）とする。

７ 応募方法

- (1) 原則として、電子申請の応募フォームに必要事項を入力することにより提出する。ただし、電子申請による応募が難しい場合は、別紙、応募用紙に必要事項を記入し、郵送又は持参により遠藤市民センター地域づくり担当（地域担当）に提出する。
- (2) 応募用紙は、ホームページに掲出するほか、遠藤市民センター及び市民自治推進課で配布する。
- (3) 提出された書類は返却しない。

８ 応募締切

令和８年度の公募委員の募集は、２０２６年（令和８年）２月１６日（月）まで（郵送による場合は必着）とする。なお、持参による応募書類の受領は、開庁時間に限る。

９ 庶務

公募委員の募集及び選考の庶務は、遠藤市民センター地域づくり担当（地域担当）において行う。

10 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

11 その他

この要領は、令和8年1月1日から施行する。